

令和7年度 一般廃棄物処理施設の維持管理記録(伊地山クリーンセンター)

【処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量】

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
廃棄物の種類	一般廃棄物	一般廃棄物	一般廃棄物	一般廃棄物	一般廃棄物	一般廃棄物	一般廃棄物	一般廃棄物	一般廃棄物	一般廃棄物	一般廃棄物	一般廃棄物
焼却数量(t)	2,126	1,747	1,867	1,492	1,279	1,345	1,827	1,680	2,115	1,410	919	1,576

【排ガス測定結果】

焼却炉名	採取場所	項目	単位	基準値(法)	採取日	1・3号炉 4月22日 2号炉 4月23日	1・2号炉 6月11日 3号炉 6月10日	8月6日	1・3号炉 10月23日 2号炉 10月22日	1・2号炉 12月3日 3号炉 12月2日	1月8日	2月12日	
					結果報告日	6月4日	7月23日	9月18日	11月21日	1月19日	2月6日	3月12日	
1号炉	煙突20m地点	硫酸酸化物	m3N/h	-	/	0.18	0.059	0.013	0.043	0.009	0.007	-	
		ばいじん(O2 12%換算値)	g/m3N	0.15		0.002未満	0.004未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	-
		塩化水素(O2 12%換算値)	mg/m3N	700		18	2.2	2.7	2.0	1.7未満	1.7未満	1.7未満	-
		窒素酸化物(O2 12%換算値)	ppm	250		65	120	77	86	100	70	-	
2号炉	煙突20m地点	硫酸酸化物	m3N/h	-		0.056	0.22	0.005未満	0.046	0.092	-	0.006未満	
		ばいじん(O2 12%換算値)	g/m3N	0.15		0.002未満	0.004未満	0.004未満	0.003未満	0.004未満	-	0.004未満	
		塩化水素(O2 12%換算値)	mg/m3N	700		5.4	60	2.2	3.4	3.6	-	1.9未満	
		窒素酸化物(O2 12%換算値)	ppm	250		110	57	73	99	95	-	69	
3号炉	煙突20m地点	硫酸酸化物	m3N/h	-		0.083	0.088	-	0.071	0.007	0.006未満	0.018	
		ばいじん(O2 12%換算値)	g/m3N	0.15		0.002未満	0.005未満	-	0.004未満	0.003未満	0.003未満	0.004未満	
		塩化水素(O2 12%換算値)	mg/m3N	700		12	4.2	-	1.9	1.7未満	1.6未満	1.9未満	
		窒素酸化物(O2 12%換算値)	ppm	250		68	67	-	130	100	75	120	

備考: 不検出とは定量下限値未満であることを示す。

※ 硫酸酸化物の排出基準は、排出ガスの流速及び温度等の実測値より算出するため一定ではない。

【排ガス中のダイオキシン類濃度の測定結果】

焼却炉名	採取場所	単位	基準値	採取日	4月22日	4月23日	10月23日
				結果報告日	6月4日	6月4日	12月11日
1号炉	煙突20m地点	ng-TEQ/m ³ N	5	/	0.3	-	-
2号炉	煙突20m地点	ng-TEQ/m ³ N			-	0.14	-
3号炉	煙突20m地点	ng-TEQ/m ³ N			-	-	0.25

【参考】用語・単位について

ng(ナノグラム)・・・10億分の1グラム

pg(ピコグラム)・・・1兆分の1グラム

TEQ・・・毒性等量のこと、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ダイオキシンの毒性等量に換算した数値

m3N(ノルマル立方メートル)・・・摂氏0℃、1気圧の状態に換算した気体の体積

【冷却設備・排ガス設備に堆積したばいじん除去を行った日】

焼却炉名	除去日			備考
1号炉	6月23日	11月10日	1月13日	・ろ過式集じん器については、自動除去装置により毎日実施。
2号炉	7月7日	10月27日	3月2日	・焼却中、20分毎に自動清掃装置にて除去(排ガス設備)
3号炉	7月14日	2月16日		

【燃焼ガス及び排ガスの測定の実施状況と措置】

	燃焼ガス温度	集じん器入口ガス温度	排ガス中の一酸化炭素濃度
測定位置	燃焼室出口	集じん器入口	煙道出口
測定結果が得られた日及び結果	(連続測定記録については、インターネットで公表することが難しいため、資料を現地施設に取り揃えています。)		

(備考)一般廃棄物処理施設の維持管理に関するデータは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき公表するものです。